

別添2

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
電気メス 1式	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和6年4月10日	海井医科器械株式会 社 山口県山口市小郡黄 金町12番16号	1,573,000円 (税込)	予定価格が160万円を超えない 財産の買い入れであるため、 日本赤十字社会計規則施行細 則第35条(2)に該当	
膀胱腎盂ファイバー スコープ 1式	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和6年5月2日	ティーエスアルフレ ッサ株式会社 山口県宇部市あすと びあ三丁目4番15号	1,210,000円 (税込)	予定価格が160万円を超えない 財産の買い入れであるため、 日本赤十字社会計規則施行細 則第35条(2)に該当	
エネルギープラット フォーム 1式	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和6年5月20日	海井医科器械株式会 社 山口県山口市小郡黄 金町12番16号	3,520,000円 (税込)	入札を行った結果、予定価格 に達せず不調となったため、 日本赤十字社会計規則施行細 則第36条に該当	
多用途透析用監視装 置 3式	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和6年6月4日	日機装株式会社 東京都渋谷区恵比寿 4-20-3恵比寿ガーデ ンプレイスタワー22 階	4,884,000円 (税込)	入札を行った結果、予定価格 に達せず不調となったため、 日本赤十字社会計規則施行細 則第36条に該当	
衛星携帯電話 各1台	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和6年7月5日	株式会社日本デジコ ム 東京都中央区日本橋 茅場町2-1-1	1,274,350円 559,350円 (税込)	予定価格が160万円を超えない 財産の買い入れであるため、 日本赤十字社会計規則施行細 則第35条(2)に該当	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別添 2

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
医用テレメータ 1式	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和6年9月12日	ティーエスアルフレ ッサ株式会社 山口県宇部市あすと びあ三丁目4番15号	4,675,000円 (税込)	既存する医療機器との接続が 必要な機器で他社では難しい ため、日本赤十字社会計規則 第36条第4項に該当	
レフラクトケラトメ ータ 1台	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和6年11月18日	海井医科器械株式会 社 山口県山口市小郡黄 金町12番16号	1,599,400円 (税込)	予定価格が160万円を超えない 財産の買い入れであるため、 日本赤十字社会計規則施行細 則第35条(2)に該当	
除細動器 1式	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和6年12月9日	ティーエスアルフレ ッサ株式会社 山口県宇部市あすと びあ三丁目4番15号	1,375,000円 (税込)	予定価格が160万円を超えない 財産の買い入れであるため、 日本赤十字社会計規則施行細 則第35条(2)に該当	
システム9ハンドピー ース 1式	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和6年12月19日	海井医科器械株式会 社 山口県山口市小郡黄 金町12番16号	5,434,000円 (税込)	入札を行った結果、予定価格 に達せず不調となったため、 日本赤十字社会計規則施行細 則第36条に該当	
I腹腔鏡手術装置 MAGEカメラシステ ム 1式	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和6年12月27日	海井医科器械株式会 社 山口県山口市小郡黄 金町12番16号	8,745,000円 (税込)	入札を行った結果、予定価格 に達せず不調となったため、 日本赤十字社会計規則施行細 則第36条に該当	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別添 2

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
分娩監視装置 1式	用度課 山口県山口市八幡馬 場53-1	令和7年1月24日	海井医科器械株式会 社 山口県山口市小郡黄 金町12番16号	1,958,000円 (税込)	既存する医療機器との接続が 必要な機器で他社では難しい ため、日本赤十字社会計規則 第36条第4項に該当	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。